

- 基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 事業内容 本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 包括的民間委託推進型</u> <u>(1) 都道府県又は市町村が、包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）に基づき、複数の施設の管理業務、単一の施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託（以下「包括的民間委託」という。）に取り組む事業とする。</u></p> <p><u>(2) 事業実施期間は、令和8年度までとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>第3 基幹水利施設管理強化計画 第2の1の基幹水利施設管理強化計画（以下「強化計画」という。）は、次により策定するものとする。</p> <p>(1) 都道府県知事は、<u>第7の1の(1)及び(2)の要件に該当し、かつ、第7の1の(3)又は(4)のいずれかの要件に該当する基幹水利施設の受益地内にその区域又は地区の全部若しくは一部が存する市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）</u>((2)において、それぞれ「関係市町村」、「関係土地改良区等」という。)から要請があり、必要があると認めるときは、強化計画の策定のために施設管理強化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。</p>	<p>第2 事業内容 本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。</p> <p>1・2 (略) (新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>第3 基幹水利施設管理強化計画 第2の1の基幹水利施設管理強化計画（以下「強化計画」という。）は、次により策定するものとする。</p> <p>(1) 都道府県知事は、<u>第6の1の(1)及び(2)の要件に該当し、かつ、第6の1の(3)又は(4)のいずれかの要件に該当する基幹水利施設の受益地内にその区域又は地区の全部若しくは一部が存する市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）</u>((2)において、それぞれ「関係市町村」、「関係土地改良区等」という。)から要請があり、必要があると認めるときは、強化計画の策定のために施設管理強化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。</p>

(2) ~ (5) (略)

第4 包括的民間委託推進計画

- 1 第2の3の委託推進計画は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業主体が策定するものとする。
- 2 委託推進計画の内容について変更を行う必要がある場合には、事業主体は1の手続に準じて変更を行うものとする。
- 3 市町村は、委託推進計画の変更を行ったときは、変更後の委託推進計画を都道府県知事に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、委託推進計画の変更を行った市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は都道府県が委託推進計画の変更を行ったときは、変更後の委託推進計画を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

第5 省エネルギー化推進計画

- 1 第2の4の(1)の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業主体が策定するものとする。
- 2・3 (略)
- 4 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、変更後の省エネ計画を地方農政局長等に提出するものとする。

(2) ~ (5) (略)

(新設)

第4 省エネルギー化推進計画

- 1 第2の3の(1)の省エネ計画は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業主体が策定するものとする。
- 2・3 (略)
- 4 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、変更後の省エネ計画を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を經由して農村振興局長、沖縄県に

あつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

第5 事業主体

1・2 (略)
(新設)

3 (略)

第6 採択基準

1・2 (略)
(新設)

3 (略)

第7 事業の申請

1 一般型

都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が一般型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第6の1の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

都道府県知事は、特別型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第6の2の採

第6 事業主体

1・2 (略)

3 包括的民間委託推進型

事業主体は、都道府県又は市町村とする。

4 (略)

第7 採択基準

1・2 (略)

3 包括的民間委託推進型

1又は2の要件に該当する施設であること。

4 (略)

第8 事業の申請

1 一般型

都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が一般型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第7の1の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

都道府県知事は、特別型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第7の2の採

択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

3 包括的民間委託推進型

都道府県知事は、包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施しようとするときは、遅滞なく委託推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

4 (略)

第9 事業の採択

1 一般型

地方農政局長等は、第8の1の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

2 特別型

地方農政局長等は、第8の2の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

3 包括的民間委託推進型

地方農政局長等は、第8の3の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定

択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

(新設)

3 (略)

第8 事業の採択

1 一般型

地方農政局長等は、第7の1の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事。）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

2 特別型

地方農政局長等は、第7の2の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事。）に採択通知書を交付するものとする。

(新設)

し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を經由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

4 省エネルギー化推進型

地方農政局長等は、第8の4の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を經由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

第10・第11 （略）

第12 報告

1 包括的民間委託推進型

（1）市町村は、包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

（2）都道府県知事は、（1）の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

2 省エネルギー化推進型

（1） （略）

（2）都道府県知事は、（1）の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施し

3 省エネルギー化推進型

地方農政局長等は、第7の3の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を經由して北海道知事。）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

第9・第10 （略）

第11 報告

（新設）

1 （略）

2 都道府県知事は、1の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、

たときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第13 その他

第3から第5までの規定、第8から第10までの規定及び第12の規定に基づき策定、提出又は報告すべき計画、事業採択申請書、その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第14 (略)

別表4 国の補助対象経費
事業費

(1) 管理費

ア 整備費

施設の適正管理に必要な点検整備費(電気設備の点検・保守のため、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条の規定により配置が義務付けられた電気主任技術者に対する人件費を含む。)、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費、整備補修費及び委託費(人件費を含む。)とする。ただし、(2)の費用を除くものとする。

イ (略)

(2) 包括的民間委託推進費

ア 包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等に要する費用

イ 事業の採択を申請する前年度以前において、都道

省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

(新設)

第12 (略)

別表4 国の補助対象経費
事業費

(1) 管理費

ア 整備費

施設の適正管理に必要な点検整備費(電気設備の点検・保守のため、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条の規定により配置が義務付けられた電気主任技術者に対する人件費を含む。)、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費及び整備補修費とする。

イ (略)

(新設)

府県又は市町村の職員が自ら実施していた業務等
を含めて包括的民間委託を行うことにより追加的
に必要な費用

(3) (略)

(2) (略)

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。